

第Ⅱ編 主要課題の展開

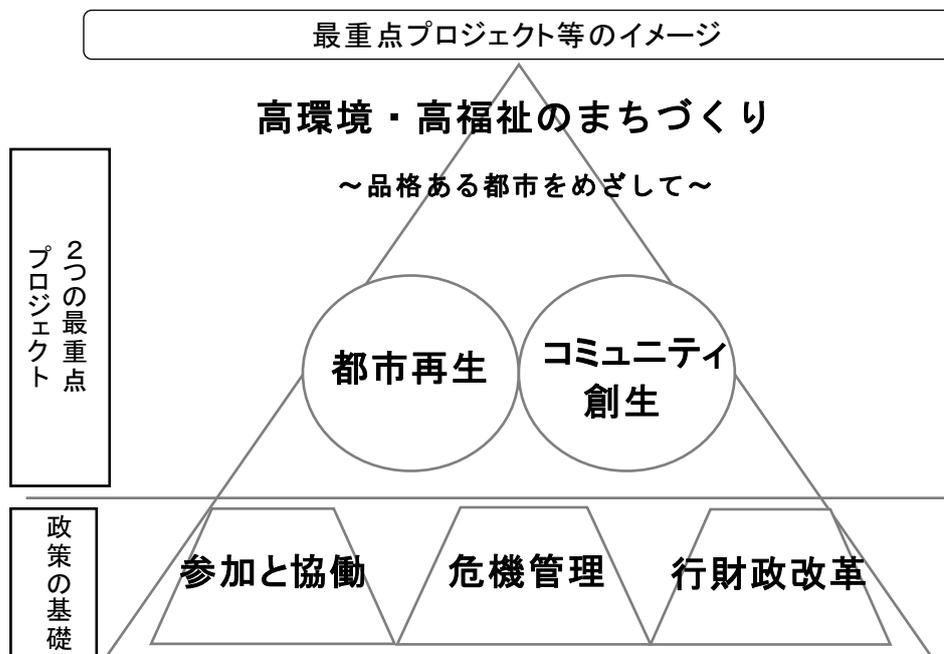
第1 総合行政で進める最重点・重点プロジェクト

1 「選択と集中」によるプロジェクトの重点化

第4次基本計画では、2つの最重点プロジェクト、1つの緊急プロジェクトと6つの重点プロジェクトを設定し、これまで重点的な取り組みを進めてきました。

第1次改定における最重点・重点プロジェクトについては、社会経済状況の変化や第4次基本計画前期4年間の達成状況等を踏まえ、「都市再生」と「コミュニティ創生」の2つを「最重点プロジェクト」とし、これらを主要課題として展開するものとします。緊急プロジェクトである「危機管理」については、市民生活の安定を支える基盤として各プロジェクトに通底する考え方であることから、「参加と協働」、「行財政改革」とともに「政策の基礎」と位置づけます。

2 2つの「最重点プロジェクト」の主な取り組み



「最重点プロジェクト」

① 成熟した都市の質的向上を目指す、「都市再生」プロジェクト

- ◇ 市民が安心して暮らすことができる防災拠点、健康でいきいきと安心して生活できる多様な機能が融合した元気創造拠点とした新川防災公園・多機能複合施設(仮称)整備事業の推進
- ◇ 新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の運営にあたって、防災、健康、スポーツ、生涯学習、子どもの発達支援など専門分野ごとのサービス提供の充実、各機能を融合した質の高いサービスの提供、コミュニティ創生に資する拠点としての多様な市民との協働の推進
- ◇ 公共施設の更新時期を迎え、公共施設維持保全計画 2022 に基づく公共施設の機能や利便性の向上及び施設の長寿命化を図るための計画的な施設の維持保全

② ともに支えあう地域社会を生み出す、「コミュニティ創生」プロジェクト

- ◇ コミュニティ住区を基盤として、住民協議会をはじめとする地域の市民・関係団体等が連携し、協働して取り組む地域ケアネットワーク事業の拡充や、高齢者や障がい者など、実効

的な災害時避難行動要支援名簿の運用方策の確立

- ◇ 中学校区を単位として全市展開されている、保護者や地域の住民が参画するコミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の充実と発展
- ◇ 人と人がつながるコミュニティ創生をめざすため、コミュニティを基礎とする住民協議会、地域ケアネットワーク、コミュニティ・スクール、みたか市民協働ネットワークなど、地域課題等に関する関係団体間の情報共有、連携の推進

3 「政策の基礎」

① まちづくりの基礎となる「参加と協働」

自治基本条例の前文では、市政は参加と協働を基本とすることを定めています。この参加と協働のまちづくりは、三鷹市政の実践の中で培われてきたものです。今後も地域の人財、情報、文化、自然環境、民間活力などのあらゆる資源を活用し、民学産公の参加と協働のまちづくりを総合的に展開していきます。

② あらゆる危機から市民の命と暮らしを守る「危機管理」

市民の身体、生命等の安全性の確保は行政の基本的かつ主要な役割であることから、自治基本条例に基づき、市民の身体、生命及び財産の安全性の確保及び向上に努めるとともに、総合的かつ機動的な危機管理の体制を強化するため、市民、事業者等、関係機関との協力、連携及び相互支援を図っていきます。

③ 持続可能な自治体経営を堅持する「行財政改革」

「都市再生」「コミュニティ創生」に必要な財源の重点配分を図るため、聖域のない厳しい事業の見直しと効率化、ファシリティ・マネジメントの推進による公共施設維持管理コストの効果的な削減に取り組みます。これら「施策の重点化」と「行政のスリム化」の一方、子ども・子育て支援施策の拡充、企業誘致や優良な住環境の整備により、人や企業に選ばれるまちづくりを進めることで、財政基盤の強化を図り持続可能な自治体経営を堅持します。

4 重点プロジェクトの設定

上記の「最重点プロジェクト」のほか、「重点プロジェクト」として、「子ども・子育て支援」、「健康長寿社会」、「セーフティーネット」、「サステナブル都市」、「地域活性化」、「都市交通安全」を継続して設定します。また、緊急プロジェクトである「危機管理」を政策の基礎として位置づけを変更し、あらゆる政策分野における危機管理意識の徹底、総合的な危機管理能力の向上をめざします。あわせて、防災・減災を含めた市民生活の安全確保は、引き続き重要な課題であることから「安全安心」を重点プロジェクトに追加し具体的な取り組みを積極的に進めることとします。

また、全庁をあげて横断的、総合的な取り組みを進める必要のある、新川防災公園・多機能複合施設(仮称)整備関連事業については、一覧的に明示するよう工夫します。

第4次基本計画第1次改定における最重点・重点プロジェクト(案)

《2つの最重点プロジェクト》

- 1 成熟した都市の質的向上をめざす、都市再生プロジェクト
- 2 ともに支えあう地域社会を生み出す、コミュニティ創生プロジェクト

《7つの重点プロジェクト》

- 1 いきいきと子どもが輝く、子ども・子育て支援プロジェクト
- 2 いつまでも元気に暮らせる、健康長寿社会プロジェクト
- 3 市民の命、暮らしを守る、セーフティーネットプロジェクト
- 4 持続可能な都市をめざす、サステナブル都市プロジェクト
- 5 まちの活力、にぎわいをもたらす、地域活性化プロジェクト
- 6 誰もが安全で快適に移動できる、都市交通安全プロジェクト
- 7 すべての人が心安らかに暮らせる、安全安心プロジェクト

第2 都市再生プロジェクト 新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の整備

新川防災公園・多機能複合施設(仮称)整備事業は、最重点プロジェクトの一つである都市再生プロジェクトの中核的事業です。本事業は、独立行政法人都市再生機構の防災公園街区整備事業の活用により、市民センターの東側に隣接した場所に防災公園として公園施設とその下部にスポーツセンターを整備するとともに、老朽化し耐震性に課題のある北野ハピネスセンター(幼児部門)、総合保健センター、福祉会館、社会教育会館を集約し、防災センター機能を加えた多機能複合施設(子ども発達支援センター、総合保健センター、福祉センター、生涯学習センター、防災センター)を一体的に整備するものです。

本施設の整備により、災害に強いまちづくりの拠点整備を進めるとともに、生涯学習、スポーツ、福祉、健康づくりなど多様な機能が融合した元気創造拠点として、質の高い新たな市民サービスを提供します。管理運営に当たっては、芸術文化振興財団を改組する新財団等と協働した魅力的な事業展開を検討します。

※新施設に配置される各施設の名称は全て仮称です。



1 設計概要

- ・敷地面積 20,429.39㎡
 - (内訳) 防災公園 15,335.73㎡
 - 多機能複合施設 4,658.06㎡
 - 道路(敷地北側市道の拡幅整備) 435.60㎡
- ・建築面積 8,775.98㎡
- ・延床面積 23,634.73㎡
- ・階数 地上5階、地下2階
- ・防災公園

敷地の東側に位置する防災公園は、災害時の一時避難場所となるオープンスペースであるとともに、平常時は市民に親しまれ、健康増進に資するスポーツやレクリエーションの場である緑豊かな公園となります。また、老朽化により耐震性に課題のある第1、第2体育館に変わり、地下空間等を活用して、健康・スポーツの拠点機能を担うスポーツ施設を配置します。

・多機能複合施設

敷地の西側に位置する多機能複合施設は、老朽化により耐震性に課題がある公共施設等(北野ハピネスセンター(幼児部門)、総合保健センター、福祉会館、社会教育

会館)を集約し、総務部防災課など災害対策本部の核となる機能を加え、防災活動、地域保健・福祉サービス、生涯学習の拠点機能を担います。

2 スケジュール

平成27年度

- ・施設の建設工事の推進
- ・事業敷地周辺道路の無電柱化整備工事の推進
- ・情報通信システムの開発着手
- ・開設に向けた本格的な準備の着手
- ・管理運営計画の策定
- ・造園工事に着手

平成28年度

- ・新施設竣工(以降、準備整い次第開設)

3 第4次基本計画第1改定の各論に位置づけられる主な事業

平成27年6月新川防災公園・多機能複合施設(仮称)管理運営計画が策定されました。

同計画の管理運営の目標及び、整備される施設の区分に沿って、関連事業を一覧的に掲載します。

管理運営の目標

- ①市民交流の促進と施設利用の利便性向上
- ②質を確保した安全・安心な施設サービスの提供
- ③効率的な管理運営の実現によるランニングコストの縮減

(1) 市民交流の促進と施設利用の利便性向上

第2部第1	新川防災公園・多機能複合施設(仮称)に係る情報通信システムの構築 ①災害情報システムの構築、②施設予約等システムの構築、 ③健康・体力相談支援システムの構築
第3部第5	都市再生と連携したみたかバスネットの推進(施設へのアクセス整備)
第8部第1	新川防災公園・多機能複合施設(仮称)利用におけるボランティア・ポイント制のモデル的導入など積極的な市民参加の推進

(2) 質を確保した安全・安心な施設サービスの提供

第2部第6	新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の整備事業の推進
-------	----------------------------

(3) 効率的な管理運営の実現によるランニングコストの縮減

第4部第2	余熱を利用したエネルギー回収の推進
第8部第2	複合施設のメリットを生かした新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の魅力的で効率的な管理運営体制の構築
第8部第2	エネルギーの有効活用による新川防災公園・多機能複合施設(仮称)のランニングコストの削減

(4) スポーツセンター(地下2階、地下1階、地上1階)

公園の地下部に整備するスポーツセンターは、メインアリーナ、サブアリーナ、プール、武道場、軽体操室などを配置し、軽スポーツから競技スポーツまで幅広い層が利用可能なスポーツ施設となります。また、多機能複合施設(仮称)に整備される総合保健センターとの事業連携により、リコンディショニング(自らの体調を知り、見直し、そ

の人に合った身体の状態に回復・改善させる)を支援する機能の導入を図ります。市民センター内施設の除却後に和洋弓場を整備します。

第7部第2	健康・スポーツの拠点施設の整備と活用
第2部第6	市民センター内の駐車場・和洋弓場の整備

(5) 子ども発達支援センター(地上1階)

子どもの発育・発達に関する専門支援を行う中核的療育支援施設として整備します。集約する他施設との連携や関係機関とのネットワーク化を進め、発見・相談・療育のワンストップサービスに取り組むなど、事業の充実を図ります。

第5部第3 第6部第2	子ども発達支援センター(仮称)の開設と機能の充実
----------------	--------------------------

(6) 総合保健センター(地上2階)

市民の健康を守る拠点として、これまでの機能を強化し、市民がそれぞれのライフステージに合った正確な情報を適切に活用できるよう、身近で気軽に相談できる総合的な窓口としての機能充実を図り、多様なサービスを提供します。また、子ども発達支援センターや公園下部に整備するスポーツセンターとの連携を図り、事業の充実を図っていきます。

第5部第1	福祉センター・総合保健センター等の集約による機能の充実
第5部第5	新川防災公園・多機能複合施設(仮称)を核とした総合的な健康増進事業の展開

(7) 福祉センター(地上3階)

これまでの福祉会館での活動をもとに、健康・生きがいサロン空間を整備し、居場所・活動拠点づくりを進めるとともに、きめ細やかな地域福祉サービスを提供します。

第5部第1	福祉センター・総合保健センター等の集約による機能の充実
-------	-----------------------------

(8) 生涯学習センター(地上4、5階)

「いつでも、どこでも、だれでも、そしていつまでも」という考えを継承しつつ、「ともに学び、学びを活かし、学びの成果や絆が地域に受け継がれていく心豊かな社会をつくる」という目標のもと、生涯学習の拠点施設として、市民の皆さんや地域社会のニーズに対応した学習機会や学習の場を提供します。

第7部第1	生涯学習センター(仮称)の整備と生涯学習の一層の推進
-------	----------------------------

(9) 防災センター(地上5階)

災害発生時の災害対策本部などの運営や防災訓練の実施、自主防災組織の育成などの業務を行い、市役所本庁舎3階に配置されている「防災課」の機能を移転します。災害情報システム等を備え、災害対策本部や消防団本部等の防災センター機能を持った活動拠点としていきます。

第3部第4	災害対策本部活動拠点整備と防災センター機能の拡充による危機管理力の向上
第3部第4	災害情報・被災者支援システムの構築と運用

第3 都市空間整備の基本的な考え方の方向性

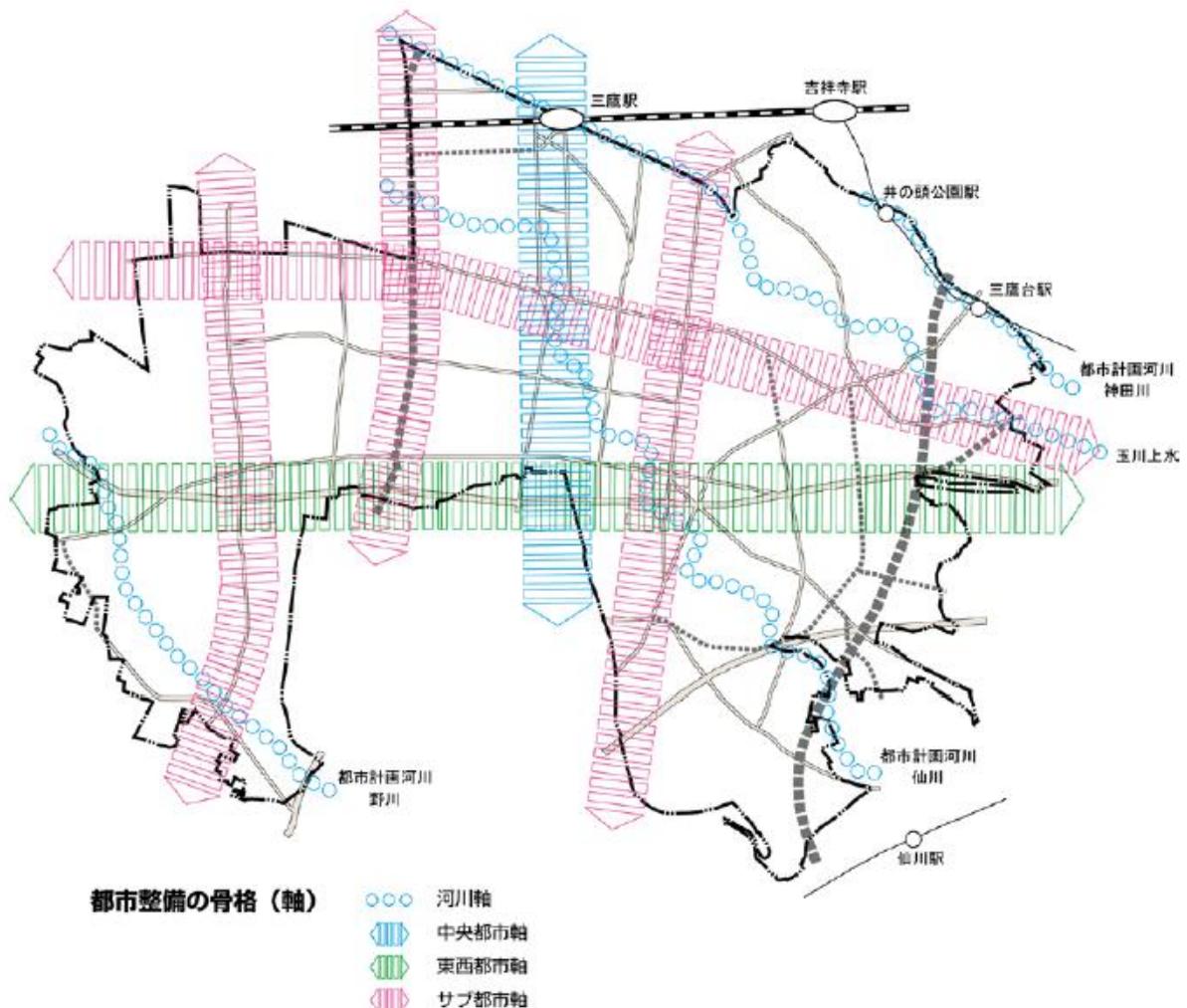
今後、市の人口は平成 37(2025)年度まで横ばいで推移するとされていますが、将来確実に訪れる人口減少時代も見据えて、都市計画制度等を活用した都市の健全な発展と地域特性を活かした都市空間整備を図ることが一層重要となっています。

また、高度経済成長期に整備した都市基盤・都市施設が短期間に更新時期を迎える現代において、少子高齢化が進む社会構造とそれに対応するコンパクトなまちづくりや、コミュニティ創生や多世代交流に寄与する都市再生、低炭素化に向けた取り組みの推進など環境と共生を図る視点も取り入れて都市の持続可能性を高める取り組みを進めることが求められています。

さらに、市が平成 26 年度に実施した市民満足度・意向調査では、三鷹市民の定住意向は高まっています。都市空間の整備にあたっては、今後も高品質なまちづくりを目指して、三鷹の都市としてのブランドイメージを高めていくとともに、都市の活力の維持向上を図ることも重要です。

これらの取り組みにより、全ての世代の人が安心して住み続けることのできる高環境・高福祉のまちづくりの整備が進むものと考えます。

都市整備の骨格(軸)



(2) 「質」の高い「緑と水の快適空間」の創造

「緑と水の公園都市」実現のために、市民・事業者・市が協働して緑と水の保全・創出に努める必要があります。現行の計画に位置付けられた、「骨格(軸)」、「拠点(面)」、「まちづくりのゾーニング」の整備等について進捗状況の検証を行いながら、新たに生物多様性等への配慮の観点も加えて「量」的增加だけでなく、緑の「質」の向上を目指し、緑と水の公園都市の実現を図る必要があります。そのためには、道路インフラを軸とした「回遊ルート」に沿った緑化推進や、ふれあいの里をはじめとする公園整備などの「拠点」緑化に加え、市域全体に点在する小規模な緑地についても新たに貴重な資源として見直しを図り、緑の質的向上に向けた取り組みを進めます。

また、市内に多く残る生産緑地などの農地や雑木林について、都市計画法等の制度との連携を図ることに加え、「農地の保全に向けた基本方針」などに基づき、三鷹らしい「質」の高い緑の空間の確保を図ります。

さらに、「まちの新たな拠点」として設置される新川防災公園(仮称)や、東京外かく環状道路事業の進展により創出される北野の里(仮称)などの拠点や空間等について、新たな「コミュニティ創生」の拠点として、市民の交流と憩いの場となるように、周辺環境との調和を図り、整備・活用に向けた取り組みを進めていきます。

(3) 「質」の高い「景観」創出に向けて

三鷹市の目指すべき都市像の実現に向けて、地域特性を踏まえた良好な景観の誘導を行います。具体的には、神田川、玉川上水、国分寺崖線及びふれあいの里である大沢の里、牟礼の里、丸池の里を重点地区と定め、地域特性に適した景観誘導の充実を図ります。

さらに、新たな拠点となる新川防災公園(仮称)や、東京外かく環状道路事業の進展により創出される北野の里(仮称)等についても、地域特性を活かした良好な景観の誘導が図れるよう、重点地区への指定と、景観重要公共施設として位置付けることなどの検討を進めます。

コミュニティ住区ごとの景観づくりについては、三鷹らしい景観の構成要素である①自然、②農、③歴史・文化、④にぎわい、⑤コミュニティを基本に、住区の景観資源を活かし、各住区の地域特性を反映した景観づくりを進めます。